

静岡県農地中間管理事業の推進に関する基本方針

農地中間管理事業の推進に関する基本的な方向

- (1) 農地中間管理機構を担い手への農地集積・集約化と耕作放棄地の発生防止・解消を進める中核的な事業体として位置づけ、関係機関との連携を密にして、最大限に活用する。
- (2) 農地中間管理事業は、適切な「人・農地プラン」が作成されているなど、話し合いが進んだ地域において重点的に実施する。このため、市町による「人・農地プラン」の作成・見直しを進め、これと連動させることにより、農地中間管理事業を効率的かつ効果的に推進する。

目標	項目	現在 (平成24年度)	概ね10年後 (平成35年度)
集積 面積等	耕地面積(①)	69,700ha	69,200ha
	うち担い手の利用面積(②)	26,184ha	41,000ha
	集積率(②/①)	38%	59%
	認定農業者数	5,459 経営体	5,500 経営体
その他	担い手の平均面積 *1	2.3ha	3.6ha
	耕作放棄地再生面積 *2	1,973ha	3,500ha

*1 経営体への連担化した農用地の集積を目指す。

*2 耕作放棄地再生面積の目標は、平成21年度から平成29年度までの累計面積。

農地中間管理事業における受け手の決定方法

農地中間管理事業では、地域農業の将来像を検討しつつ、公平・適正に担い手へ農用地等を集積するために、公募に応じた借受希望者の中から、基本原則に留意して優先順位に従い受け手を決定します。

《基本原則》

- (1) 農用地等の借受けを希望している者の規模拡大又は経営耕地の分散錯圃の解消に資すること
- (2) 既に効率的かつ安定的な農業経営を行っている農業者等の経営に支障を及ぼさないようにすること
- (3) 新規参入をした者が効率的かつ安定的な農業経営を目指しているようにすること
- (4) 地域農業の健全な発展を旨としつつ、借受希望者のニーズを踏まえて公平・適正に調整すること
- (5) 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条4項の要件を満たすこと
 - ・耕作又は養畜の事業に供すべき農用地の全てを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること
 - ・耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること
 - ・その他

《受け手決定の優先順位》

- (1) 人・農地プランの中心となる経営体に位置付けられている又は年度内に位置付けられることが確実であり、区域の話し合いで農地利用調整の協議が整った者
- (2) 人・農地プランの中心となる経営体に位置付けられている又は年度内に位置付けられることが確実であり、当該農用地に隣接する自作地又は借受地で農業経営を行う者
- (3) 人・農地プランの中心となる経営体に位置付けられている又は年度内に位置付けられることが確実であり、当該区域内で農業経営を行う者
- (4) 当該農用地に隣接する自作地又は借受地で農業経営を行う者
- (5) 当該区域内で農業経営を行う者
- (6) その他希望する者

公社事業規程より

農地中間管理事業の対象とならない農用地

- (1) 再生不能と判定されている耕作放棄地など、農用地として利用することが著しく困難な農用地
- (2) 募集に応じた者がいない場合や借受希望者の希望する条件と農用地の条件が合わない場合等の事情からみて、機構が農用地を貸し付ける可能性が著しく低い農用地

※その他、当該農用地に利用権の行使を阻害する権利関係が設定されている場合は、事業の推進に支障を来さないよう借受に十分留意することとします。

お問い合わせ先

公益社団法人 静岡県農業振興公社

〒420-0853 静岡市葵区追手町9-18静岡中央ビル7階

TEL.054-250-8988 FAX.054-250-8993

<http://www.shizuoka-nk.or.jp/>

静岡県経済産業部農業振興課 各農林事務所企画経営課

各市町農政担当課 静岡県農業会議 各市町農業委員会

JA静岡中央会農政営農部 各JA営農担当課

静岡県農業振興公社とは

静岡県、県下全市町、静岡県農協連、及び農協が出資して設立した公益社団法人で、農地の利用集積や担い手の確保対策などを進めています。昭和57年に農地保有合理化法人となり、平成26年3月に農地中間管理機構の指定を受けました。

農地売買のお手伝いもしています。

地域ぐるみで農地の集積・集約を

農地中間管理事業

農地中間管理機構

公益社団法人 静岡県農業振興公社

分散・錯綜から集積・集約へ

農地中間管理事業は、分散し錯綜している農地を担い手ごとに集約し、地域農業の強化を図る事業です。

各都道府県に一つずつ、知事が指定した「農地中間管理機構」を設置し、農地所有者などの「出し手」から農地を公社（機構）がお借ります。

農地の集約や経営規模を拡大する農業者や法人、新規参入者などの「受け手」を対象に、公社（機構）が借受希望者を公募し、集約的に農地を貸し出す制度です。

農地中間管理事業により「人・農地プラン」を実現しましょう。

- 地域農業を担う「人」、経営基盤となる「農地」の将来方向を描く、「人・農地プラン」の実現のため、地域農業を支えていく担い手に、農地をいっそう集積・集約する必要があります
- 地域の担い手や借受け希望者、市町や農協などが参加する地域の話し合いにより、農地中間管理事業を活用しながら、農地の効率的で高度な利用を図りましょう



意欲ある担い手に農地を集約しましょう。

農地の集約・集積により経営の効率化、規模拡大、新規参入などを進めましょう。

- 公社（機構）が農地を借受けて、県、市町や農協と連携しつつ、最もふさわしい担い手に活用して頂きます
- 農地を貸し出そうと考えている方は、市町や農協（JA）に相談や申出をして下さい
- この制度を利用した場合は、協力金が交付されます（詳しくは、公社、県、市町、農協へ）

名称	交付対象者・交付要件	交付額
地域集積協力金	地域（字、集落等、概ね10ha以上） 地域の農地を2割超機構に貸し付け	地域の機構貸付率によって 2.0～3.6万円/10a（H26・27）
耕作者集積協力金*	機構が保有する農地又は公表された借受希望者の経営農地に隣接する農地の所有者又は利用権に基づき耕作している方 ※農地を2筆以上まとめて機構に貸付ければ、上記の隣接要件は必要ありません	2.0万円/10a（H26・27）
経営転換協力金*	経営転換、リタイアする農業者	0.5ha以下 30万円/戸 0.5ha超2.0ha以下 50万円/戸 2.0ha超 70万円/戸

●地域集積・耕作者集積協力金は2年ごとに減額 ※全て10年以上の機構へ貸付が条件



- 分散・錯綜している農地を、極力集約して「受け手」に貸し出しますので、作業効率の向上や規模拡大、さらに新規就農や新規参入などが図られます
- 機構から農地を貸し出すので、借入れ期間中は安心して耕作できます。
- 出し手（所有者）が大勢でも契約は公社（機構）とだけで済み、賃料を支払う手間も少なくなります
- 借受希望者は、インターネットなどにより公社（機構）が行う公募に、必ず応募して頂きます（詳しくは、公社、市町、農協へ）